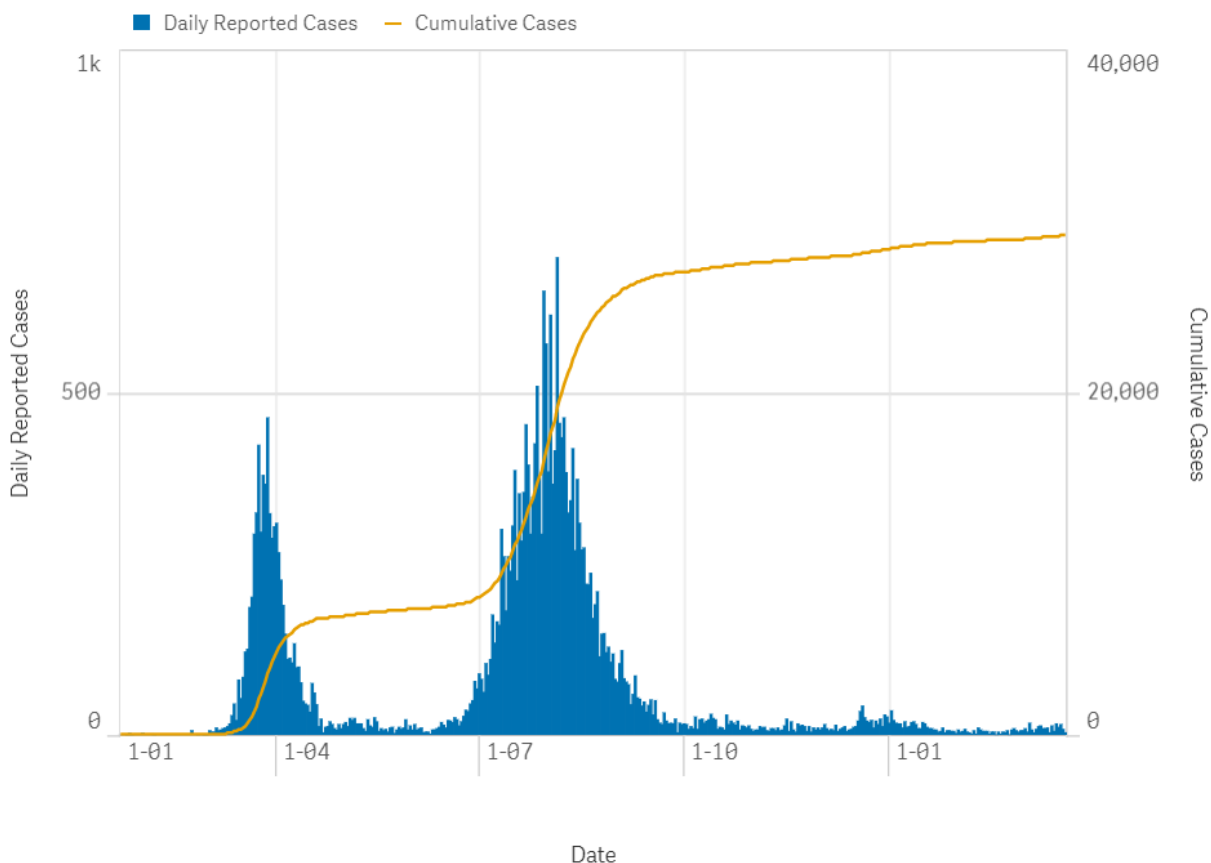


1. 新型コロナウイルス最新情報

オーストラリアでの日々の感染者数は直近（3月21日現在）で**4人**となっています。内訳は、ニューサウスウェールズ州2人、クイーンズランド州2人となっています。

Source: Department of Health, States & Territories Report 21/3/2021



オーストラリアでは2月21日より新型コロナウイルスのワクチン接種が開始されていますが、**3月22日よりフェーズ1b対象者へのワクチン接種が開始**されています。各フェーズの主な分類は以下の通りです。

フェーズ 1a	検疫・出入国管理職員、最前線医療従事者 高齢者・身障者介護職員、高齢者・身障者介護施設入居者
---------	---

フェーズ 1b	70 歳以上の人 上記以外の医療従事者 既往症を有する人（身障者を含む） 危険度の高い重要業務（国防、警察、消防、災害対策、食肉処理等）に従事する人 など
フェーズ 2a	50 歳以上の人 その他の重要・高リスク業務従事者 など
フェーズ 2b	上記以外の成人 これまでのフェーズの対象者で未接種の人
フェーズ 3	未成年者（推奨される場合）

- ・ オーストラリア保健省のウェブサイト上にある Vaccine Eligibility Checker (<https://covid-vaccine.healthdirect.gov.au/eligibility>) から、自分の接種時期の目安を確認することも可能です。

※ 上記は 3 月 22 日現在の情報に基づいて記載しておりますが、最新情報はオーストラリア保健省等のウェブサイト等にてご確認ください

2. 中小企業に適用される法人税率（軽減税率）

オーストラリアの標準的な法人税率は 30%ですが、一定の要件を充たす中小企業においては**軽減税率が適用可能**となっています。適用条件及び適用税率の概要は以下の通りです。

① 適用条件

- ・ 法人が「base rate entity」である場合に軽減税率が適用可能
- ・ 「base rate entity」は以下(1)及び(2)両方の要件を充たす法人
 - (1) 売上（注 1）が **50 百万ドル未満**（注 2）
 - (2) 課税所得に占める受動的所得（passive income）（注 3）の割合が 80%以下

（注 1）ここでの売上金額は、日本の親会社などオーストラリア内外のグループ会社を含めた「aggregated turnover」で判定

（注 2）2017-18 課税年度については 25 百万ドル未満

（注 3）配当収入、ロイヤリティ収入、賃貸収入、利子収入、有価証券売却益など

② 適用税率 (base rate entity)

課税年度	適用税率
2018-19	27.5%
2019-20	27.5%
2020-21	26.0%
2021-22 以降	25.0%

お問い合わせ先

Fair Consulting Australia Pty Ltd.

Level 31, 120 Collins Street, Melbourne VIC 3000 Australia

Tel : +61 3 9225 5013

Web : <https://www.faircongrp.com/>



讃岐 修治

オーストラリア国公認会計士

E-Mail : sh.sanuki@faircongrp.com



鳥居 裕司

日本国公認会計士/米国公認会計士

オーストラリア国・ニュージーランド国勅許会計士

E-Mail : hi.torii@faircongrp.com

「FCG オーストラリア ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG オーストラリア ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG オーストラリア ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。